

倉吉市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の規定による排水設備指定工事店を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和7年2月3日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

- (1) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第182号
倉吉市排水設備指定工事店第158号

所在地 鳥取県東伯郡北栄町由良宿651番地1

名称 三栄設備

代表者 仲井 佑太

2 指定した日

令和7年2月3日

3 指定の有効期限

水道事業指定給水装置工事事業者として 令和12年2月2日まで

排水設備指定工事店として 令和12年3月31日まで